Voice 18.

東俊裕　熊本学園大学教授　ヒアリング資料

いまこそ障害者権利条約の規定に学ぼう

障害者自立支援法の見直し論議が進んでいます。しかし、「いかに地域社会での自立した生活を支えるか」を考えると、「抜本的見直し」と呼ぶには距離がありそうです。社会保障審議会障害者部会では「もっと障害者権利条約を参考にして見直すべきだ」という意見も出ていますが、権利条約の内容がまだ十分に浸透していないのが実態ではないでしょうか。そこで、車いすの弁護士・東俊裕さんへのインタビューを通して、日本政府も早期に批准しようとしている権利条約の規定にしたがえば、自立支援法をどう見直さなければならないのか、を考えます。（編集部）

東　俊裕　弁護士に聞く

支援法の実態は条約違反

「それなりの自立」で良いのか

受給権や選択権の確保を

―障害者自立支援法施行後、「利用できるサービスの量が減った」「利用者負担がきついので通所をやめた」といったケースが報告されています。障害当事者が一番「おかしい」と肌で感じていると思いますが、実態をどうご覧になりますか。

東　実態は、まさに地域での自立した生活を阻害する方向で動いていると思います。例えば、私の知り合いは、30年近くいた施設から地域に出てきましたが、十分なサービス支給量がないため、足りない分は貯金から育児介助を得ていました。でも、それも底をつき、ついに生活保護をとりました。しかし、生活保護の他人介護加算ではとても足りず、支給量の増額を求めていますが、行政はこれに応じるどころか、施設に戻れといわんばかりの対応です。

利用者本位や自己選択は全く実態がありません。単価が桁違いに低い重度訪問介護などは、サービスを提供する事業所自体が少なくなっているありさまです。依然として、あちこちで悲鳴が上がっています。

―障害者権利条約は自立生活を権利として位置付けていますが、自立支援法の理念は権利条約に合致しているでしょうか。また、「自立とは何か」について、権利条約ではどう考えられているのでしょうか。

東　まず障害者権利条約の第19条本文を読んでみて下さい（表）。

ここでは、自立した生活と地域社会への統合に関して、「地域社会で生活する平等な権利」を認めています。これまでの人権条約にこのような条項はありませんでした。あえてこの規定が設けられたのは、地域社会での生活が、障害のない人にはあまりに当然なことでも、障害のある人には決して当たり前のことではないからです。こうした現実を踏まえて、第19条は「施設処遇から地域生活へ」という、これまでの福祉の枠組みを転換する歴史的な意義を持つものとして、誕生しました。

第19条は、障害のある人が地域社会で生活する平等な権利を完全に享有するために、国に対して、効果的で適切な措置を取るよう求めています。ここで重要なのは、これらの措置が地域社会で生活する権利を実現するための措置として位置付けられている点です。ですから、支援サービスはこの権利を実現するに足りる措置でなければなりません。

そもそも人権というのは、常に最低限度の基準であって、何人もこれを侵してはならないことを意味します。ですから、権利として保障するための支援措置として、行政の裁量や予算次第でどうにでもなるような制度であってはなりません。

また、権利条約は地域で生活する「平等」な権利を認めています。

「平等」とは、一般社会生活より上でもなければ下でもないことを意味します。他の者との平等を基礎としている以上、障害のない人が一般的に送っている多種多様な地域社会での生活と同じ範囲のものが想定されています。この条約が想定する地域での生活とは、障害のない人が日常当たり前に営んでいるごくありふれた一般社会生活を意味します。

ところが、自立支援法には、地域社会で生活する権利を確認した条項はありません。むしろ、自立支援法第1条に「能力と適性に応じ」とあるように、障害の程度、種類、個人の能力や適性を前提に組み立てられていますから、自立支援法の「自立」は能力と適性に応じた「それなりの自立」でしかありません。そして「それなり」がどの程度かは、行政の大きな裁量にゆだねられています。これでは、最低限度の当たり前の権利を実現する制度になり得ません。

自立支援法で想定されている自立と権利条約のいう自立は、基本的に異なります。

―「能力や適性」という言葉は、権利条約から見るとどんな響きがしますか。

東　権利条約の基調は非差別・平等（第3条）です。これは、障害のない人に比較して不利益に扱われないということだけでなく、障害の種類や程度によって、ほかの障害のある人と比較して不利益に扱われないという意味も含んでいます。

ですから、本来誰でも有する地域社会で生活する権利の問題に関して、能力や適性に応じたサービスという発想は、差別的と言われても仕方ないと思いますね。どんな障害であれ、どんな程度であれ、その能力や適性などとは無関係に、ひとりの人として地域社会で生きる権利は保障されなければならないのです。

―「上でも下でもない」というお話は分かりやすいのですが、「それなりの自立」って、どんなイメージですか。

東　現実に障害のある人が生きている空間は、一般社会との関係で言えば、一部は一般社会との関係で言えるが、多くの部分は一般社会から離れた所にあると思います。それを私は「障害福祉村」と呼んでいますが、自立支援法で想定している自立は、いわばその「障害福祉村」の中での自立でしかないと思っています。

例えば、障害のない人の一般的な自立というのは、学校を出て就職し社会人となることですよね。しかし、一般就労と福祉的就労が固定化されている現状では、自立支援法の就労支援は終行支援で止まって、就職した後の支援はほとんどないのが実態ですよね。自立支援法の下では、通勤や一般就労中の支援サービスの類型はありません。会社の入り口までの移動の手段を持たず、仕事中の排泄手段もない人に「職業選択の自由」や「就職の機会均等」が保障されていると言えるでしょうか。

訓練等給付の中の就労移行支援などでも同じことが言えます。訓練という名の通り、個人の能力開発を通して一般就労に結びつけていくというものですが、「障害は単に個人の能力障害に起因するものではなく、むしろ社会の在り方の問題である」とする視点で見ると、一般就労の促進に必要な支援は職場環境を調整するための支援であって、例えば、ジョブコーチによる環境調整などの支援を就労支援としての個別給付にする必要性があると思いますが、自立支援法にはありません。

さらに、従来の授産は労働とは認められず、労働法規の適用を全面的に否定されてきました。授産の実態を引き継ぐ就労継続支援のB型も、同じ行政解釈の下に行われています。しかし期限がないところからしても訓練ではなく、他人の指揮命令の下に自己の労働力を提供するという労働の本質を持っています。したがって、これに労働法を適用しないのは制度的な差別であって、地域で平等に生活する権利の侵害と言えます。

また、権利条約は第9条でアクセシビリティという条項を用意しました。公共交通機関、建物、情報、その他のサービスへのアクセスを確保することが国に求められています。これらへのアクセスが社会生活上、不可欠だからです。ところが自立支援法には、アクセス支援はなぜしも十分に予定されていません。

このように、自立支援法が予定する自立は、障害のない人がごく普通に営んでいる社会生活を想定したものではなく、現実として存在する「障害福祉村」の中での自立でしかないのです。それを私は「それなりの自立」と表現したわけです。

―でも、地域生活支援事業で社会生活上のニーズはフォローされる仕組みになっていませんか。

東　確かに制度としてはそうです。しかし、地域生活支援サービスは、自治体の裁量にゆだねられているところが問題です。

自立支援法は、自立支援給付と地域生活支援事業の二つの柱から成り立っています。サービスメニューのネーミングからも分かるように、自立支援給付は個別のニーズに基づく個別給付であり、義務的経費でまかなう構造となっています。個別ニーズが適切に把握され、そのニーズに見合うだけのサービス支給量が現実に担保されれば、という条件付きですが、構造自体は、個人が地域で生活する権利を保障することに適合しやすい構成です。自立支援法も、自立支援給付については権利（受給権）として規定しています。

ところが地域生活支援事業は、市町村の事業の執行であって、サービス取得はその反射的な利益として与えられるだけです。受給権ではないわけです。しかも、市町村の格差を許す仕組みとなっています。地域社会で生活する権利は、どの地域に住んでいても平等に保障されなければなりません。

権利条約第9条アクセシビリティの条項では、利用目的の制限を付けずに、公衆に開かれた建物等の利用を平等にするための人的支援や手話通訳者のサービス提供を国に求めています。公共交通機関を使う場合や店舗で買い物をする場合でも、国が必要な人的支援サービスを提供することが求められているのです。

ところが、自立支援法上の移動支援は、極めて限定された形でしか行われていません。「公金を個人の所得得るためには使用できない」という理由で通勤に使うことが許されていなかった運用が事実上現在も続いています。通学の場合も同様です。視覚障害の場合の移動支援や聴覚障害の場合のコミュニケーション支援も、極めて不十分です。

自立支援法における地域生活支援事業は、社会参加の障壁を除去するための支援としては、ほぼ遠いものと言わざるを得ません。

―社会福祉基礎構造改革によって、福祉サービスの取得形態が措置から契約に変わりました。その際、「利用者本位」「自己選択」といった説明があったと思いますが、選択という面ではどうでしょうか。

東　権利条約の第19条は、障害のある人が他の者との平等を基礎として、居住地、どこで誰と生活するかを選択する機会を持っていること、特定の生活様式で生活するよう義務付けられないことを確保するよう、国に対して求めています。

どこで、誰と、どんな生活をするのか、選択の機会は本来誰しも当たり前に持っているものですが、これまた障害のある人にとっては、当たり前ではない現実があるわけです。そこで、その選択権を確保するためには、選択できる選択肢を国が確保しなければなりません。

自立支援法がその選択肢を保障する枠組みとして、権利条約に合致しているかどうかが問題です。

自立支援法では、まず、介護給付を受給するには「何ができる・できない」という、機能や能力の障害の有無や程度を調べる項目をベースとした調査を受けて、判定を受けなければなりません。介護給付の種類と支給量の大枠はこの障害程度区分によって決まり、選択できるメニューの種類と支給量は大きく限定されることになります。

しかも、調査項目に障害の種別や特性が反映されていないため、障害のある人のニーズを反映しているとは言い難いのです。このため、必要とするサービスの種類や支給量が提供されない場合もあるのです。施設に逆戻りせざるを得ないような状況も発生しています。さらに、訓練等給付に関しては、障害程度区分による制限はありませんが適性判断により選択権が狭められてしまいます。

こうした点から見ても明らかなように、サービスの支給量や選択できるメニュー次第では、どのような生活をするか、どこで誰と住むかという基本的な選択権のみならず、地域社会で生活する権利さえも奪う結果を招いているのです。これでは、権利条約に定める選択の機会を確保するものとはとうてい言えません。

―地域移行という面では自立支援法をどう評価されますか。

東　地域生活支援として、自立支援法が施設処遇を依然として一つの大きな柱にしていること自体が権利条約に反していると思います。

権利条約は国に対して、地域社会支援サービスの確保を求めています。地域社会支援サービスは、地域

5面へ

表　障害者権利条約 第19条の日本語仮訳

日本政府仮訳文	川島聡・長瀬修仮訳	JDFコメント
第十九条　自立した生活及び地域社会に受け入れられること この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。 (a) 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。 (b) 地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害者が利用することができること。 (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。	第19条　自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。 (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。 (b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。 (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。	タイトル、柱書き ● inclusion （政府）受け入れられること　（川・長）インクルージョン ── 第3条と同様、政府仮訳は権利の主体が何か不明瞭である。「インクルージョン」とは社会が「すべてを受け入れること」の意味で使用されており、修正が必要である。 (a) ● in a particular living arrangement （政府）特定の居住施設　（川・長）特定の生活様式 ── 政府仮訳では病院が入らない。 (b) ● personal assistance （政府）人的支援　（川・長）パーソナル・アシスタンス〔人的支援〕 ── 「人的支援」では、いわゆる、支援の受け方・内容などを自己決定・自己選択して障害者が支援を受ける「パーソナル・アシスタンス」制度と乖離する印象がある。「パーソナル・アシスタンス」もしくは「パーソナルアシスタントの利用」とすべき。

※日本障害フォーラム（JDF）作成の対照表より抜粋

日本政府も早期の批准をめざしている障害者権利条約。これから勉強したい人に最適のパンフレットです。

「障害者権利条約で社会を変えたい」　発行 福祉新聞社

頒価1冊500円（税込・送料別）
A4判ヨコ、80頁、カラー印刷

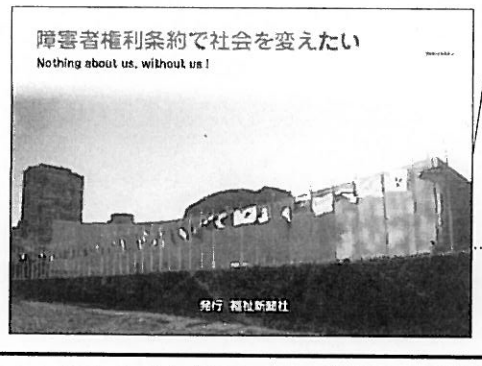

A 連載編★第1面の連載「障害者権利条約で社会を変えたい」（2007年10月～08年5月）を全29回まとめました。
B 解説編★「条約は、法律や条例とどう違うのですか？」などの基本的な質問にも答えるQ＆Aが付いています。
C 資料編★障害者権利条約の全文が①政府仮訳②川島・長瀬仮訳③JDFコメント──の対照表になっています。

【頒布方法】
希望冊数分の代金と送料の合計金額（下表参照）を切手でご用意下さい。その切手と、送付先（氏名・住所・電話番号）と希望冊数を記したメモを一緒に封筒に入れて、郵便で福祉新聞社までお申し込み下さい。受け付けしだい、発送いたします。1冊500円で頒布します。

注文冊数	合計（円）	注文冊数	合計（円）
1	790	6	3,600
2	1,340	7	4,100
3	1,950	8	4,600
4	2,500	9	5,100
5	3,000	10冊以上は送料無料	

【お申し込み先】福祉新聞社 パンフレット係
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-17 虎の門センタービル6階
TEL 03―3581―0431　FAX 03―3581―0433

特集　どう見直すべきか 障害者自立支援法

問われる政治のありかた

社会における生活と地域社会への統合を支援するものであることが求められます。また、地域社会支援サービスは、地域社会からの孤立を防止するためでなければなりませんから、単に場所的に地域社会に住むことを確保するだけでは足りません。さらに、地域社会からの隔離を防止するものでもなければなりません。

ここで問題となるのが入所施設です。いくら良い処遇がある場合であれ、入所に本人の同意がある場合であれ、施設入所は、同世代の人が一定の人間関係の中でもたらされる多くの社会的体験をそっくり奪ってしまいます。施設内虐待もなく、安心で安全な生活が確保されたとしても、施設内における生活体験は、保護され、間違うことを許されない人生でしかないと私は思います。

本来、誰でも、その人が置かれた社会環境の中で、自らの希望や選択に基づき、複層的な人間関係を取り結んでいくものです。成功や挫折、ジグザグとした歩みの中にこそ、その人の人生があるのです。社会的体験の幅や人間関係の多様性をできるだけ担保するという視点から見ると、いくら良い施設でも、そこには避けがたい限界があると思います。

施設処遇から地域生活へ、大きく舵を切ることを求めている権利条約の下で、この条約の言う地域社会支援サービスの中に施設入所が入らないことは明らかです。ところが、自立支援法は「自立」と日常生活又は社会生活」の中に、施設生活も含めているわけです。したがって、このような制度設計が権利条約に違反していることは明らかでしょう。

ただ、アメリカなどと違い日本では、社会福祉事業法に基づいて社会福祉法人が育成され、大きな受け皿となった現状をドラスチックに変えることは困難になります。それを考えると、少なくとも制度の運用レベルでの地域移行策ではなく、自立支援法上の仕組みとして正面から地域移行のプログラムを用意し、スウェーデンのように地域移行に向けたデッドラインを定め、それに必要な財源措置をとらなければ、条約違反のそしりを免れないと思います。

―自立支援法を見直す際の論点の一つとして、「サービスを利用できる人の範囲が狭い」という指摘があります。「障害者」「障害」をどう定義するか、「ニーズ」をどう判定するかという問題に通じると思いますが、いかがでしょうか。

東　権利条約の第19条で重要なのは、権利を行使する主体の範囲として、障害のあるすべての人を挙げている点です。条約正文の英語版では「障害のある人」は「persons with disabilities」ですが、ここではそれに「all」が前置されています。狭い障害の定義などによって排除される人が出ないようにという意味が込められています。

では、自立支援法が予定するサービス利用者の範囲はどうでしょう。障害者基本法の第2条は、障害者を「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と定義していますが、医学モデルに基づく狭い定義となっています。そして自立支援法は、この定義以上には及ばない精神保健福祉法やそれより狭い身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に該当する障害のある人を対象として、さらに、障害程度区分という絞りを掛ける仕組みを採用しています。

その結果、前述の3法に該当しない人は、そもそもサービスの対象から排除される結果をもたらすことになりました。例えば、サービスを必要とする実態があるにもかかわらず、身体障害者手帳を取得できない難病の人、軽度の知的障害があるけれど手帳は取得していない人、手帳の取れない発達障害のある人などは、原則自立支援法上のサービスの外に置かれています。これは、第19条が「すべての障害のある人」とした点に大きく反します。

―先日全国的に提訴された「応益負担」（定率負担）についてはどのようなことが言えるでしょうか。

東　措置から契約への基礎構造改革は、サービス取得の法的性格も大きく転換しました。行政処分である措置による場合、サービスを提供する行為は、いわば憲法が要請する福祉国家としての国家の責任に基づいた行政行為であり、措置委託であっても、民間社会福祉法人が国家の行政行為を代行するものでした。したがって、それにかかる費用は委託費として把握され、利用者の負担が伴うことは困難でした。

しかし、契約への転換によって、サービス取得の代価はこれを取得した利用者の負担となりました。もっとも、これを全面的に利用者に負担させるのは不可能ですから、国家は利用者の負担義務を軽減するために、これを支援するという立場に立つことになりました。

措置から契約への転換は、福祉に対する国家責任の転換をもたらすものでした。転換によって、サービスを「受益」（個人が代価を支払って受け取る利益）として把握することを可能にし、どの程度個人の負担を国家が軽減するかにあたって、この受益を基礎にした応益負担という基準の設定が可能となったのです。

ところが権利条約は、地域社会支援サービスの提供を国家の責任と位置付けているわけですね。契約形式を採ろうと、国家がこれにかかる費用の支払いを免責されるようなことがあってはなりません。

例えば、権利条約の第20条では個人の移動支援に関して負担可能な費用で利用可能なものとすることが求められているし、社会保障などに関する第28条では、障害に関連する必要にかかる適切かつ負担可能なサービスが利用できるよう求めています。このように条約は、個人の支払い可能性という基準を採用しています。まさしく応能負担であって、決して応益負担ではないのです。

さらに、子どもの権利条約に目を向けると、第23条では、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるとしており、子どもに限って言うと、既に批准した子どもの権利条約に抵触しているのです。

―権利条約は自立支援法の改正に影響を与えるのでしょうか。国際条約と国内法がどう関連するのか、そこがよく分からないと、権利条約の重要性を実感できません。

東　条約が批准されると、国内法としての効力を持ちます。そして、条約は憲法に次ぐ効力を持つと解釈されていますので、これに反する法律や政省令、条例などは、論理的には、条約に違反する無効なものとなります。日本政府の場合、条約に抵触する部分を改正して、条約を批准しても国内法体系に矛盾が生じないよう準備した後に批准するというのが慣例のようです。

これまで見てきたように、自立支援法は大枠で大きな問題点を抱えていますから、小手先の改正では権利条約を批准できないと考えます。

―最後の質問です。「財政（財源確保）はどうするのか」という指摘には、どう反論しますか。

東　日本政府は、財源不足に陥ったとして、支援費制度から自立支援法に転換しました。にもかかわらず、自立支援法施行後は、緊急対策として極めて多額の予算措置を講じています。政治判断があったから、できたわけですよね。

要は、単なる財源の問題ではなく、政治的決断の問題だということです。国家として障害のある人を「それなり」のものとして扱うか、社会の平等な構成員の一人として認めていくか、という我が国の政治、価値判断こそ問われているのです。

（おわり）

「地域で暮らせる法制を」

10・31フォーラムに6500人

「もうやめようよ！　障害者自立支援法10・31全国大フォーラム～からっくろう地域で暮らせる新たな法制を」が10月31日に東京・日比谷公園で開かれ、全国から約6500人が参加した。日本障害者協議会や全日本ろうあ連盟などで構成する同フォーラム実行委員会の主催。参加者らは法施行後、生活が苦しい実情などを訴え、自立支援法に「NO」を突きつけた。

厚労省に向かって「NO」を突きつけた

今年の集会のテーマに掲げた「もうやめようよ！」には、「自立支援法を廃止してほしい」という思いと、「（廃止するとして）自立支援法に反対する集会も終わりにしたい」という二つの意味が込められている。自立支援法が成立したのは、2005年の10月31日。これに合わせ、毎年10月末に開催するフォーラムは今回が3回目だ。

法施行後の07年度から政府は、特別対策として通所や在宅サービスを利用する障害者の負担軽減対象を年収600万円までの世帯に拡大。また、08年7月からは緊急措置としてサービスの負担上限額を設定する際の所得区分を従来の世帯単位から個人単位へ変更するなど一部運用の見直しを行っている。

開会あいさつで、石野富志三郎・全日本ろうあ連盟副理事長は「自立支援法はできて3年になるが、いろいろな問題が出てきている」と述べ、サービス利用料の「応益負担」や、自治体のコミュニケーション支援の実施状況に幸があることなどが障害者を苦しめていると指摘した。

◆与野党議員も出席

開会式には、与野党の国会議員も出席。あいさつの中で、野党議員が法の撤廃を訴えたのに対し、与党議員は法撤廃には触れずに今後も所得保障などの支援を続けると主張した。

「自立支援法には障害者の自立という目的があった。しかし、厚生労働省が机上で考えるようにはうまくいかない。現場にマッチした形で制度を手直しする必要がある」―。

自民党障害者支援議員連盟会長の伊藤公介・衆院議員はこのように述べ、与党プロジェクトチームが自立支援法の見直しについてまとめた報告書には障害基礎年金の増額検討などが盛り込まれていることを報告。「国政の最前線でしっかり取り組んでいくことを約束する」と決意を表明した。

同様に公明党の高木美智代・衆院議員も与党PTの報告書の内容を説明。①個人単位での所得認定への変更②介護保険との統合を前提としないこと③住宅手当の創設検討―などを挙げ、「これからも皆様の要望を受け止め、地域で安心して暮らしていけるよう頑張っていきたい」と語った。

野党からは自立支援法への批判が相次いだ。民主党の大河原雅子・参院議員は、昨年9月に民主党が提出した応益負担廃止法案は、今年4月に趣旨説明しただけだと指摘。「民主党は新たな法制化に向けた準備はもうできている。1日も早く政権交代をさせて頂き、国民が主役になる国に変えていきたい」と呼びかけた。

共産党の小池晃・参院議員は「特別対策とか緊急措置とか毎年やっているが、皆の怒りは全くおさまらない。これは障害が重ければ負担も重いという根っこが間違っている」と指摘。社民党の保坂展人・衆院議員も「与党は自立支援法を何度か修正しているが、もともと設計そのものに欠陥がある。ちょっとした工夫や修正ではもう足りない」と廃止を求めた。

医師免許を持つ国民新党の自見庄三郎・参院議員は「喜んで病気や障害者になる人はいない。それを助けるのが福祉や医療だ」と主張。また、新党日本の田中康夫・代表は「自立支援法は撤廃すべきだが、そもそも法成立前は障害者福祉が素晴らしかったと言えるのか」と疑問を呈した。

「現場の声に基づく施策に」

一方、主催者側の三澤了・DPI日本会議長は、「厚労省は自立支援法の見直しをしているが、現在のところ、本当の抜本的な見直しにはつながりそうにない状況。このままでは地域から施設に戻らないといけなくなるような状況が起こりかねない。自立支援法を根っこから変えて、新しい法律を作る必要がある」と経過報告した。

また、障害者や支援者など計13人が登壇。それぞれの立場から実態を語った。

集会後、参加者らは国会方面と東京駅方面の二手に分かれて デモ行進。「私たち抜きに私たちのことを決めるな！」と声を上げた。

会場の当事者の声「この実態を知ってほしい」

★北海道・無年金障害者をなくす会の田中士郎さん

10年になる訴訟運動も本日の最高裁判決で、一応の区切りを迎える。結果は残念ながら不当判決となりそうだが、運動はこれで終わりではない。特定障害者給付金法が成立したとはいえ、内容は不十分。障害年金と遜色ないように充実させていかねばならない。

★障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会の池添素さん

負担の上限が設定されても、補装具代など利用料以外の出費はかさむ。入所施設の措置か契約かで処遇に違いがあることなども問題だ。厚労省は「障害児支援の見直し」報告書を出したが、自立支援法の問題点に手をつけていない。子どもの分野では撤廃してほしい。

★ぜんせいれん埼玉全国大会事務局長の竹内政治さん

国は、精神障害者の社会的入院を解決できていないのに、応益負担の法律を作った。私たち精神障害者は、医療費が倍額になっただけでなく、地域で暮らすために必要な施設や作業所も窮地に立たされている。机上の論理で我々の生きる権利を奪わないでほしい。

★障害者自立支援法に地域の声を届けよう北海道実行委員会の西村正樹さん

介護を必要とする障害者が入院しても、入院時にヘルパーを利用することができない。病院で介助サービスを提供することは二重のサービス制度ということになるためだと言うが、全身性障害がある人は、実際には介助者がいないと入院できない。

★東京都中途失聴・難聴者協会副理事長の新谷友良さん

手話通訳派遣事業は、地域生活支援事業の本格実施にともない市区町村の事業となり、予算制限のために地域格差が拡大した。要約筆記者派遣事業は、いまだに実施しない市区町村もある。コミュニケーション支援は生きる権利であるということを確認してほしい。

★日本脳外傷友の会の蛯子宙さん

交通事故に遭い高次脳機能障害になり、記憶したことを思いだせないということがある。仕事は何十回と転職した。今は介護職として働いているが、精神障害3級と中途半端な判定であるために障害年金などは出ておらず、一人暮らしする分の給料もない。

★主体的に生きる重度障害者の会の木村善男さん

ヘルパーが低賃金・重労働を強いられているため、どの事業所にヘルパー派遣を依頼してもなかなか来てくれない状況。自分でヘルパーを探し出したり、事業所に何度も電話して頭を下げてヘルパーに来てもらっている。今の生活は、死と隣り合わせの綱渡りだ。

★自立支援法訴訟の原告で大阪・就労支援センターみち利用者の大江春樹さん

お金をもらうために働くのに、なぜ利用料を払わないといけないのか納得できない。休日出勤もしているし、給料が上がるようみんなで頑張っている。特別措置などで利用料は減ったが、応益負担自体は変わっていない。